

2003年4月7日
日本スポーツ仲裁機構

機構長 道垣内 正人

2003年4月7日記者会見メモ
日本スポーツ仲裁機構の設立の意義

1. スポーツにおける紛争とその合理的な解決制度の必要性

スポーツの運営をめぐる選手と競技団体との間に紛争が生ずることがある。たとえば、国際的な競技会へ代表選手選考をめぐるトラブル、ドーピング検査結果に基づく出場停止等の処分に対する不服などである。そのような紛争の中には裁判所に提訴することによって最終的な決着を図ることができるものもある。しかし、裁判による紛争解決には相当の時間を要し、特に人生の特定の短い時期において輝くことができるアスリート側からみれば、意味ある解決にはなり得ない。また、裁判には相当の費用を要し、勝訴の確信が常にあるわけではないアスリートには一個人として提訴の大きな障害になり得る。さらに、裁判所での紛争解決は「法律上の争訟」だけを対象としており、スポーツをめぐる発生する多くの紛争はこれに該当せず、裁判所に提訴しても門前払い(訴え却下)に終わってしまう。

スポーツをめぐる紛争についてしかるべき解決の場がないと、競技団体の裁定等に不服な者は、泣き寝入りを余儀なくされ、不満がしこりとなっていつまでも残ることになる。そして、仮に本当に裁定等に瑕疵があるとすれば、それは、アスリートの権利を不当に侵害したまま是正されないということの意味する。また、スポーツの運営についての公平性に対する疑問が広く共有される事態となれば、スポーツが本来人々に与えるべき爽やかな感銘にも影を射すことになってしまう。一定のルールの下で正々堂々と競われることがスポーツの前提条件である以上、こういった事態を改善し、スポーツに関するルールの明確性・透明性を高めることは、健全で活力あるスポーツ界を作り上げる上で極めて有意義なことである。

2. 日本スポーツ仲裁機構の設立

以上の状況に鑑み、このたび「日本スポーツ仲裁機構」(Japan Sports Arbitration Agency)(略称 JSAA)の設立に至った。設立の母体は、財団法人日本オリンピック委員会、財団法人日本体育協会、財団法人日本障害者スポーツ協会の3団体であり、それらからの資金の提供によっているが、中立的な運営を確保するため、3団体が

らの理事のうち半数はアスリートまたは元アスリートの方とし、さらに、中立理事として学識経験者を加える等の配慮をしている。当初は、日本におけるスポーツ仲裁の需要を正確に見積もることができないため、小さな組織でスタートすることになっていた。また、JSAA を中核として、スポーツ法の研究等を進め、スポーツ紛争の予防も目指していきたい。

なお、国際的には、スポーツ仲裁は、1984 年に国際オリンピック委員会(IOC)が Court of Arbitration for Sport(CAS)を設置し、その後中立性確保のために、1994 年に IOC から独立して「スポーツ仲裁国際理事会(International Council of Arbitration for Sport):ICAS」のもとに移管されている。日本でも、長野冬季オリンピックの際に長野で行われた活動、さらには、シドニー・オリンピックへの水泳の代表選手選考から漏れた千葉すず選手による日本水泳連盟に対する申立てにより、一般に相当に知られるに至っている。JSAA としては、ICAS との交流・連絡を緊密にし、スポーツにおける「法の支配」を推進していくという国際的な動きに貢献していきたい。

3. スポーツ仲裁規則のポイント

本日 JSAA 理事会で採択された「スポーツ仲裁規則」によれば、JSAA が事務局となって扱うスポーツ仲裁制度の要点は以下の通りである。

- ・ 対象とする紛争は、競技会への参加資格、代表競技者の選定、ドーピング検査結果に基づく処分など、スポーツ競技またはその運営に関して競技団体またはその機関がした決定について、競技者またはその競技者の属する団体が申立人として、競技団体を相手方としてする仲裁申立てだけである。競技団体同士の紛争、競技団体が競技者を相手として何らかの請求をするもの、さらには、スポンサー契約や放送契約などをめぐる紛争も当面は対象外とした。
- ・ 競技中の審判の個々の判定については、現場の審判のテクニカルな判断に委ねるべきものと考えられるので(そうでなければ混乱が生ずる)、これは対象とはならない。
- ・ 競技者からの申立の相手方となる「競技団体」は、「日本オリンピック委員会、日本体育協会、日本障害者スポーツ協会、並びにそれらの加盟団体および準加盟団体」に限定されている。しかしこれは当面のことであって、今後、他の競技団体等(プロスポーツ団体を含む)がこの仲裁規則による紛争処理を希望すれば、この定義はそれらを含むように改めることを予定している。
- ・ スポーツ仲裁の事務的な面は JSAA が担当するが、実際の仲裁判断をするのは、紛争ごとに ad hoc に選任される仲裁人によって構成される「スポーツ仲裁パネル」である。原則3名で行うが、緊急を要する場合には1名ということもあり得る。3名の場合、各当事者が1名を選任し、その選任された2名がもう一人の仲裁人を選任することによって3名の仲裁人パネルを構成する(当事者が選任した仲裁人もその当事者側の利害から離れて判断する)。

- ・ スポーツ仲裁人候補者リストを用意しているが、これは非拘束的な名簿である。当事者が希望すれば、自己の選定する仲裁人についてはリスト外の者を仲裁人とすることは可能である。
- ・ スポーツ紛争の解決には迅速性が特に求められるので、通常の場合は審理終結から 3 週間以内、また、特別の場合には、「緊急仲裁手続」として可及的速やかに解決が示されることになっている。
- ・ 競技者は、申立てにあたり、申立料金として 5 万円を負担するが、これ以上には手続に要する費用は必要ではない。弁護士費用、証拠書類の翻訳等、競技者が自己の主張を根拠づけるために要する費用は自己負担となるが、これについても、紛争発生の原因が競技団体側にあるような場合には、スポーツ仲裁パネルの判断により、その一部又は全部を相手方となった競技団体が負担しなければならないことがある。
- ・ JSAA は、仲裁人報償金、審問室の賃料、審問記録作成の費用等を一次的に全額負担する。その上で、スポーツ仲裁パネルの判断に基づき、その一部または全部を相手方となった競技団体に対して請求することになる。
- ・ 仲裁判断は、特段の事情がない限り、競技者のプライバシーとスポーツ界の透明性確保のバランスを考慮し、原則として適当な方法により公開する。